

**避難所における
ペット同行避難に関する
ガイドライン**

山形市

目 次

- 1 避難所におけるペット対応の基本的な考え方
・ ・ ・ p 1
- 2 平時における対応
・ ・ ・ p 2
- 3 災害発生時の対応
・ ・ ・ p 5
- 4 各種様式
・ ・ ・ p 8
- 5 用語の解説
・ ・ ・ p 8

1 避難所におけるペット対応の基本的な考え方

避難所の運営においては、避難者の方が適切にペットの飼養管理が出来るよう、飼養スペースの指定やルールづくり、物資の提供といった支援を行うものとし、避難所へのペットの避難については同行避難を原則とする。

【なぜ飼養スペースが必要か？】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波により甚大な被害が生じ、発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたりしたペットが放浪する例が多数生じました。

放浪するペットが増えることは、ペットの野生化、出産によるペットの増加、糞害といった問題が生じる危険性をはらんでおり、東日本大震災のときには、避難区域に一時帰宅する際に集団化したペット犬が避難者に殺到してきたり、いざ戻ったときに家の中が動物の糞尿で荒らされたりしたことで、再び住む気力が湧かなくなったという事例がありました。

また、ペットは家族の一員であるという意識が根付いた昨今、災害時に自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったり、避難所においてペット受入を拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされた結果、エコノミークラス症候群に陥ったりする事例もありました。

避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが、自らの責任の下に行うものとし、飼い主は避難所における「ペット飼養のルール」を厳守するものとする。

【なぜルールの設定が必要か？】

避難所にはさまざまな人が避難してくることが想定されますが、中には動物が苦手な方やアレルギーをもつ方がいることも予想されます。過去の災害時には、騒音や臭いの苦情、衛生面に起因する嫌悪感、避難スペースにペットを連れてくるなどといった飼い主のマナーの悪さにより、トラブルが発生したり、アンケートで多くの苦情が寄せられたりといった事例がありました。ペットを飼養していない避難者の方の理解を得るためにも、守るべきルールの策定・周知を行い、ペットの飼い主に守ってもらうことが大切となります。

※ なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

ただし、避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室（動線が交わらないよう注意）を用意する必要があります。

2 平時における対応

【避難所運営委員の対応（平時）】

1 飼養スペースの検討

- 暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所：原則、屋外とします。

現在は室内で飼養されるペットが多いため、温度変化に慣れていないペットがほとんどです。夏の暑さや冬の寒さを避けられる場所を検討しましょう。

【検討例】（優先順）

- ① ピロティ等の屋根がある場所
- ② 自転車置き場
- ③ ブルーシート、段ボールで屋根や壁をつくる
- ④ 倉庫
- ⑤ テント
- ⑥ 屋内施設の一室

- ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとして咬まれたり引っかかれたりする事故を防ぐために、居住スペースで頻繁に利用する動線からは離すようにしましょう。動物も人間の行き来によるストレスで病気にかかりやすくなります。

- 鳴き声や臭いが人の居住スペースにできるだけ届かない場所

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、避難者が居住するスペースからできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼養しましょう。できれば、炊事場や洗濯場からも離れた場所が望ましいです。

- 可能であれば動物種ごとに分離した場所

犬と猫のような種類の異なる動物を同じ空間で飼養すると、動物間の警戒からくるストレスから、鳴き声の問題が発生したり、病気を発症したりします。飼養スペースの検討では、可能なかぎり動物種ごとに区域を分けることが望ましいです。

（特に犬のように鳴き声が問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、可能なかぎり他のペットとは別の場所にスペースを設けるようにしましょう。）

2 ペット飼養のルール策定

平時から、同行避難者に対し周知する「ペット飼養のルール」の内容を決めておくほか、周知方法や周知場所についても検討しておく必要があります。

【ペット飼養のルール例】

- ・飼養スペースやペットの散歩から避難スペースに戻るときには、動物の毛や付着した汚れなどを、可能な限り身体から除去する。
- ・ペットフード等や排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れる。
- ・散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた（避難所の人の通行がない）場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収する。

【周知方法例】

- ・ペットに関する情報については、飼養スペース付近に設置するペット情報専用掲示板に張り出すものとし、飼い主には1日1回以上確認するよう義務づける。

【周知場所例】

- ・ペット情報専用掲示板をペット飼養スペースの前に設置し、周知を図る。

3 スターターキットの策定・設置

スターターキットとは、災害時において、マニュアルを熟知していない方でも適切な対応がとれるように、あらかじめ作成しておく簡易的な指示書のことを指します。

その内容は、ペット飼養スペースの作成方法や記入が必要となる関係書類、運営ルールの周知などであり、運営委員の手が離せない状況であったとしても、同行避難者がスターターキットに従い行動することで、運営委員が指示できる状況と同様の対応がとれるようにします。

スターターキットの設置場所は、入口付近などの運営委員以外の人でも確認できる場所に設置します。

※ 災害時に同行避難者の方に書いていただく書類は、あらかじめ印刷し、スターターキットと同様の場所に保管しておきます。

【飼い主の対応（平時）】

- 同行避難時に必要な資材等の用意

ペットの飼養に必要なものは、飼い主が自らで用意します。

【必要な資材例】

- ・ペットフード、水などの飲食物（最低3日分、推奨7日分）
- ・ペットフード等を保管するための密閉できる容器・袋
- ・薬、及び薬の名称等を記したメモ
- ・ペットの糞尿や毛を処理するための用具
- ・ケージ、首輪、リード
- ・ペン、養生テープ、その他個別に必要な用具等

- しつけ、手入れ、処置

避難所では、多くの人やペットが集まるため、人慣れ・動物慣れしていないペットにとっては大きなストレスがかかる可能性があります。避難所での生活による負担を減らすため、また、他の避難者からの理解を得やすくするため、普段から人懐っこく育てたり、清潔な状態を保てるようこまめに手入れをしたり、不妊・去勢の処置などを済ませておいたりすることが望ましいです。

- 避難できる動物であるかの確認

避難所には同行避難することができない動物もいます。自身の飼養しているペットが避難することができる動物なのか、避難できないときには他に預けることのできる場所はあるのか、普段から確認しておく必要があります。

- 同行避難時の名簿、ケージ札の作成

同行避難時にスムーズに手続きを進めるため、あらかじめ「【様式2】ペット入所・登録名簿（兼）管理簿」「【様式3】ケージ札」に記入しておき、同行避難時用の資材と同じところに保管しておきます。

3 災害発生時の対応

【避難所運営委員の対応（災害時）】

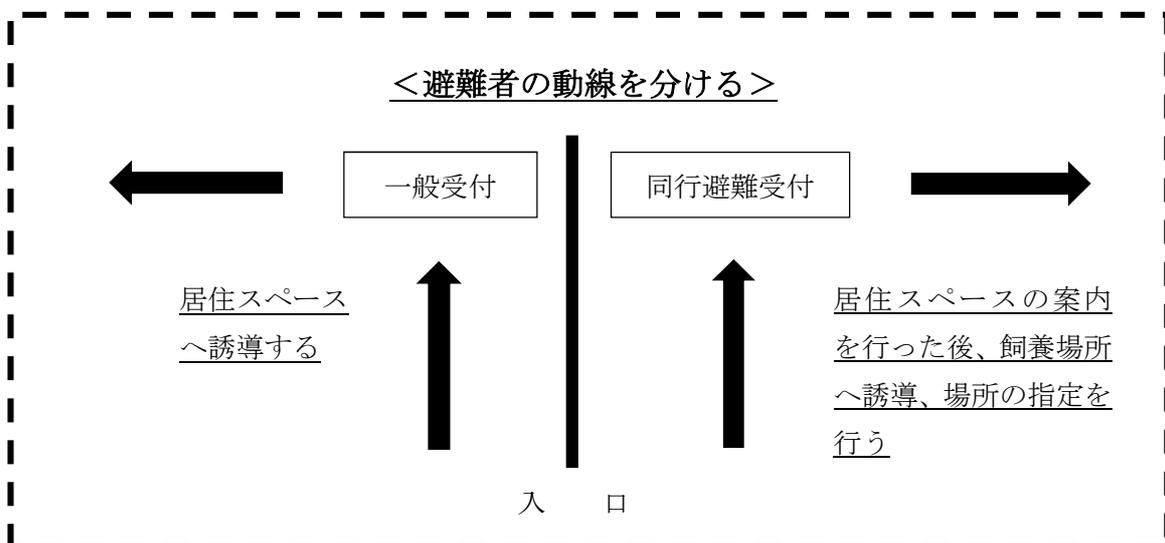
1 災害発生直後の対応

～大まかな流れ～

- ① 安全確認を行った後に避難所を開設し、避難者の受付を設置する。
↓
- ② 同行避難者のためのペット飼養スペースを用意する。(※「設営上の注意点」p6に留意)
↓
- ③ 同行避難者が来た際には、同行避難者用受付へと誘導する。
↓
- ④ 別紙様式「ペット入所・登録名簿（兼）管理簿」を配付し、記入を促す。
↓
- ⑤ 別紙様式「ペット飼養のルール」を配付し、口頭でも説明を行う。
↓
- ⑥ 居住スペースの案内を行ったのち、飼い主と同行避難してきたペットを飼養スペースへ誘導する。
↓
- ⑦ 飼養場所の指定を行い、飼養場所と管理簿に番号（ケージ札番号）を表示・記入する。
↓
- ⑧ 飼養場所の設置上の注意を説明し、飼い主にケージ等を設置させる。

【受付について】

混乱を避けるため、ペット同行避難者専用の窓口を用意することが望ましい。



2 飼養スペースの設営上の注意点

- 貼り紙や区画線などで飼養スペースを明確に示す。
- 屋外に飼養スペースを作るときはテントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
- ケージ等に入らないペットは、支柱等に繋ぎ止める。
- なるべくペットの種類ごとに分けて収容する。
- 動物間でのストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとる、目隠しを行うなどする。
- 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- 屋内では、床を汚さないようビニールシート等を敷いて、清掃しやすくする。

3 避難生活中における対応

- ペットに関する情報を周知する「ペット情報専用掲示板」を設置する。
- 状況に応じ、避難所におけるペット飼養のルールを策定し、周知を行う。
- 被災住民等への動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。
- 避難所でのペット飼養のルールを守ってもらえるよう、働きかけ（※）を行う。
- 避難が長期化する場合には、支援物資の調達が必要であるか同行避難者への聞き取りを行い、必要な場合には、防災支部を通して災害対策本部へ支援の要請を行う。

【周知・聞き取り例】

- ・ 飼い主に対し、ペット情報専用掲示板の確認を義務付け、周知を行う。
- ・ 飼養スペースの掃除等を忘れずに行ってもらうため、飼養スペースにも注意書きを掲示する。
- ・ ペット専用掲示板を用いて、支援物資の調達が必要な方については運営委員まで申し出るようお願いし、同行避難者からの聞き取りを行う。

※ 過去の災害時には、運営委員が率先して掃除等を行った結果、同行避難者からの協力が得られず、他の業務を満足に行うことが出来なかったとの事例も挙がっています。

【飼い主の対応（災害時）】

1 災害発生直後の対応

①ペットの状態（ケガの有無等）を確認する。

↓

②ペットとの避難生活に必要なものを持ち、指定緊急避難場所等へ同行避難を行う。

↓

③災害による危険が続いているなどの理由で避難が必要な場合には、市避難所、またはあらかじめ決めていた避難先（親族、知人宅等）への同行避難を行う。

↓

④避難所での受入が可能な場合には、同行避難者用受付にて受付を行い、ペット飼養スペースに移動する。

↓

⑤割り当てられたペット飼養スペースにおいて、説明された設置上の注意点に留意し、ケージ等の設置を行う。（ペットが逃げ出さないように注意すること）

↓

⑥設置が終了した後には、なるべく速やかに居住スペースへ移動する。

※④において、避難所を運営する運営委員がいない場合で、かつ同行避難を行うことが適切であると考えられる場合には、各避難所において準備されている「スターターキット（マニュアルを熟知していない方でも、災害時に適切な対応を取れるようにするための簡易的な指示書）」に従い、同行避難を行う。

2 避難生活中における対応

- 各避難所におけるペット飼養のルールを守り、避難生活を行う。
- ケージを開ける際にはなるべく浅めに開け、ペットの逃げ出しを防止する。
- 食べ残したエサの片付けやケージ内の糞尿の処理、ケージ周辺の掃除を行う。
- 犬を飼養する飼い主は、こまめに散歩を行う（※）。

※犬の鳴き声の問題は、犬を散歩させることで軽減できます。

他の避難者に迷惑をかけないため、また犬自身が落ち着くためにも、散歩は有効な手段のひとつです。定期的な散歩により、ペットの体調不良にも気づきやすくなります。

4 各種様式

- 【様式1】 ペット飼養のルール
- 【様式2】 ペット入所・登録名簿（兼）管理簿
- 【様式3】 ケージ札
- 【様式4】 スターターキット（指示書）

5 用語の解説

同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、ペットと共に指定緊急避難場所等まで避難することを指します。なお、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。

また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語も用いられていますが、「同行避難」が、ペットと共に安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指します。

同行避難が想定されているペット

家庭動物等のうち、犬や猫等の小型の哺乳類と鳥類等を想定しています。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。

避難所で飼育することができないような動物については、平時より飼い主自身が災害時の対応を検討しておく必要があります。

所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することにより、飼い主の氏名や連絡先等が把握できるよう明確にしておくことをいいます。

なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分です。また、マイクロチップを装着した場合は、飼い主自身で（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先等を登録しておく必要があります。

【様式1】 ペット飼養のルール

避難所では、多くの避難者が共同生活を送っています。
ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

※ なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

ただし、避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を用意する必要があります。

ル　ー　ル

1. 馬、牛などの大型の動物や、特定動物・特定外来生物に指定された動物、これらに類する危険な動物の同行は原則禁止します。
2. 避難所の居住スペース部分には、原則ペットの持ち込みを禁止します。
3. ペットはペット飼養スペースとして決められた場所で、ケージやキャリーケース等を使用して飼養します。
4. リードを付けない状態での散歩、及びグラウンド等の避難所敷地内での散歩は禁止します。
5. ペットのケアや飼養場所の清掃など、避難所におけるペットの飼養については、その飼い主が全責任をもって管理します。また、散歩時の排せつ物の管理も同様とします。
6. ペットの飼い主は、飼養するペットの数に応じ、「ペット入所・登録名簿（兼）管理簿」を避難所運営委員会に提出します。
7. ペット飼養者でない方のペット飼養スペースへの立ち入りは原則禁止します。
8. その他避難所におけるペットの飼養に関するルールが新たに示された場合にも、これを厳守します。

【様式3】 ケージ札

【様式3】 ケージ札

避難所名	_____ 避難所
ケージ札番号	
ペットの名前	
飼い主の名前	

【様式3】 ケージ札

避難所名	_____ 避難所
ケージ札番号	
ペットの名前	
飼い主の名前	

【様式3】 ケージ札

避難所名	_____ 避難所
ケージ札番号	
ペットの名前	
飼い主の名前	

【様式4—1】 スターターキット 指示書（その1）

【関係書類を確認する】

- 【様式1】 ペット飼養のルール
- 【様式2】 ペット入所・登録名簿（兼）管理簿
- 【様式3】 ケージ札
- 【様式4】 スターターキット指示書（その1～その4）
- 飼養スペースの設営上の注意
- 避難所運営マニュアルなどの、避難スペースやペット飼養スペース等の場所の割り振りが分かるもの

【様式4-2】スターターキット 指示書（その2）

【安全を確認する】

① 危険な場所はないか確認する

（確認箇所）

- ・いま居る場所
- ・ペット飼養スペースとして想定されている場所
- ・避難者の避難スペースとして想定されている場所
- ・トイレ など

② 立ち入りを制限する

- ・危険な場所があった場合には、張り紙やテープで立ち入りを制限する

【様式4—3】スターターキット 指示書（その3）

【ペット飼養スペースを設ける】

「【様式1】ペット飼養のルール」や「飼養スペースの設営上の注意」に従い、飼い主自身でペット飼養スペースにケージ等を設置します。

（注意すること）

- ・災害時には、普段おとなしいペットも興奮状態になり、逃げだそうとすることがあります。ケージ等を設置する際には、しっかりとリードをくくるなど逃げだし防止の手立てをとります。
- ・動物間のストレス防止のため、なるべくペットの種類ごとに収容したり、仕切りや目隠し、適切な距離をとってケージを設置したりします。

【様式4—4】 スターターキット 指示書（その4）

【名簿への記入を行う】

【様式2】 ペット入所・登録名簿（兼）管理簿への記入を行い、設置したケージの分かりやすいところに【様式3】 ケージ札を表示します。

※ケージ札の番号については、受付を用意し、受付に設置した紙に自分のペットのケージ札番号を順次記入していく等により、番号の重複を防ぐ手立てをとります。ケージ札の番号は原則1、2、3、・・・とします。

【様式2】 ペット入所・登録名簿（兼）管理簿は個人情報となるため、避難所運営委員等がない場合には各自で保管してください。